

地方議会の環境整備について

日本学術会議 公開シンポジウム「女性の政治参画をどう進めるか？」

【第一部】改正法を活かす

2022年3月13日

永 野 裕 子

(豊島区議会議員・出産議員ネットワーク代表)

報告内容

1. 議員活動と出産・子育てとの両立のための法規・環境整備への取組
2. 地方議員の出産・子育ての実態調査結果抜粋
3. 法規・環境整備は当事者・議会マターで進むか
4. 出産・子育てとの両立のために求められる取組

出産議員ネットワーク 設立からの経緯

● 発端は、豊島区議会議員永野ひろ子による全国議会調査

《調査対象》

47都道府県、814市区、都内13町村 合計 874議会
回答率100%。

女性の被選挙権ができて以降の議員在任中の出産事例
約160件、該当者が約120~140名と判明。

(地方議会で当選した女性、延べ約2万1千人中)

内、個人特定は約70名。

2017年12月22日 第1回懇話会

連絡先が特定できた方へ呼びかけ、懇話会開催

- ・ネットワーク化を確認。
- ・Facebookに非公開のグループスレッドを開設し、情報交換を始める。



「政治分野における男女共同参画推進法案」 第196回通常国会での成立等を要望



「政治分野における女性の参画と活躍を推進する議員連盟」
会長 中川正春 衆院議員へ要望書提出

2018年1月30日

● 国会各政党・議連へのロビー活動実施

9政党を訪問し、「政治分野における男女共同参画推進法案」の成立と、その議論に「議員が任期中に出産する場合等の課題について実態を把握し、必要な支援策を講じること」等を含めた要望書を提出。

→2018/5/23法施行 附帯決議に反映

● 議連定例総会に、地方議会の意見を述べるためにオブザーバー参加。

→2021/6/16 改正法に反映

2018年 2月10日

出産議員等からの相談窓口開設

妊娠中や子育て中の議員、議会事務局等からの相談を受ける体制を設ける。

地域別に出産議員の世話人を置き、必要に応じて医師・弁護士・学識経験者等へつなぐ体制を整備。

議会で初めて、ただ一人でどこにも相談先がなかった議員からの出産・子育て等に関する相談が多数寄せられネットワークがどんどん拡大。

約2年で100名超の当事者ネットワークに。

3年(平成30年)2月16日(金曜日)

産

産

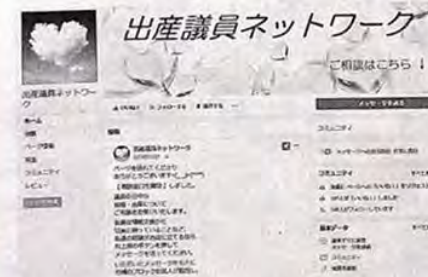
地方議員の出産・育児相談窓口

フェイスブックに開設、国などに提言へ

議員任期中に出産した地方議会議員らによる団体が、地方議会の女性議員の議員活動と妊娠と出産、育児の両立に関する相談窓口を開設した。団体のフェイスブックページに写真から相談を受け付けている。団体名は「出産議員ネットワーク」。議員活動と出産、育児の両立に関して必要な環境整備を話し合い、国や各議会に提言することを目指す。2017年12月に発足した。地方議会の女性議員や元議員など約60人が参加している。

17年版男女共同参画白書では、地方議会の女性議員の割合は12・6%だった。発起人で豊島区議(東京)の永野裕子さんによると、

女性議員の割合が低い地方議会では、妊娠、育児中の女性議員が孤立しがちだという。



こうした女性議員が気軽に相談できる窓口にと、同ネットワークがフェイスブックページを設けた。全国を6ブロックに分け、相談者の地元に近いメンバーが対応。必要場合は弁護士など専門家に紹介する。

永野さんは「女性議員ひとりひとりの経験が集まれば、後に続く人のためになるはず。女性の政治参画を進め、さらには全ての女性の育児と仕事の両立について考えるきっかけになれば」と話している。

くらし「家庭」

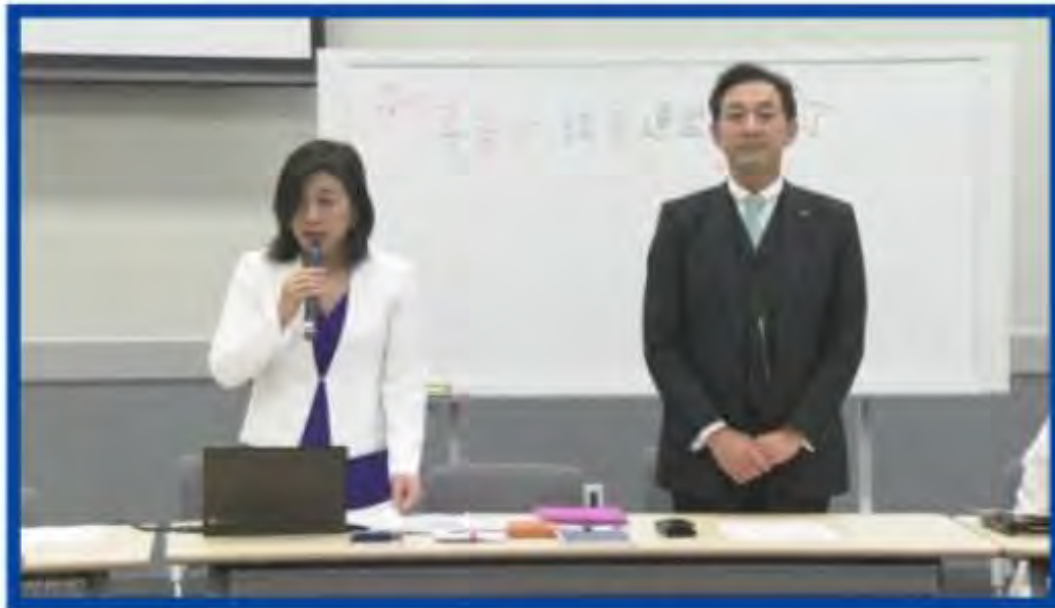
2018/2/16
読売新聞

2018年 8月 9日 「子育て議員連盟」設立

ふりかへり

注目の発言集

「女性議員だけの問題ではない」子育て議員連盟を設立



子育て中の地方議員が安心して働けるよう議会の環境を整備していこうと、9日、都内で、地方議員による「子育て議員連盟」が設立された。

2018/8/9 NHK政治マガジン

子育てとの両立に悩んだ経験語り
合う地方議員ら（9日、国会内で）



地方議員が 子育て議連

超党派 産休・育休環境整備へ

子育て世代の政治参加の促進を目指す超党派の地方議員が9日、「子育て議員連盟」を設立した。

国会内で開かれた設立総会には、自民や共産、無所属などの都県議会議員や区市議会議員など男女約30人が参加した。参加者には議員活動と妊娠・出産や子育てとの両立で

悩んだ人が多い。産休や育休の取得、保育の利用など、多くの地方議会で環境整備が進んでいない課題について、研究や意見交換を行う。

共同代表の永野裕子・豊島区議は、「子育て世代の議員を増やし、実効性のある施策を進めるなど、社会を動かしていきたい」と話した。

子育て中の男性議員や、子育て中でない議員からも賛同の声があり、超党派の**子育て議員連盟**を設立。

出産・子育てと議員活動の両立の法規・環境整備と、当事者の声を活かした実効性のある子育て支援政策の推進を活動の旨とする。

現在約**160名**の地域・党派を超えた議員が参加。
（男性議員約25%）

2018年10月10日・12日 全国三議長会へ標準会議規則改正等を要望

- 1 標準都道府県議会会議規則における出産に伴う議会の欠席に関する規定について、取得期間及び運用についての考え方を明確に示すこと。
- 2 同規則において、子の看護休暇に関する規定を明確に整備すること。
- 3 同規則において、配偶者出産休暇の取得を可能にする規定を明確に整備すること。
- 4 IPU「ジェンダーに配慮した議会のための行動」に則った、議会における仕事と家庭の両立支援のためのインフラ及び議会文化の整備又は改善に取り組むこと。

以上の規則改正等の必要性を、調査データや関係法規の逐条解説を用いて説き、論拠をもって要望と提案を行った。



標準会議規則改正の要望に付した説明

1. 標準都道府県議会会議規則における出産に伴う議会の欠席に関する規定について、取得期間の運用についての考え方を明確に示すこと。

都道府県議会においては、すべての議会の会議規則に議員本人の出産に伴う欠席に関する規定が設けられている。しかし、実際の運用面では、議会内外の受け止め方も様々であることから、当事者が妊娠・出産による休業を躊躇する状況がある。

医学的にみると、妊娠末期には胎児の成長が著しく母体の負担が大きいことや、後期妊娠中毒症のような疾病を起こしやすく、早産の危険性も高くなるため、出産前の一定期間は休養をとる必要があるとされている。また、出産後については、妊娠・分娩という大きな生理的变化を遂げた母体が妊娠前の状態に復するために一定期間を要するのでその間は休養をとることが必要となる。妊娠及び分娩に伴う母体の生理的な変化が非妊時の状態に復するまでの期間はいわゆる産褥期と呼ばれ、通常6～8週間とされており、この期間は国際統計上も確認されている異論のない期間である。このような事実をもとに、労働基準法第65条第2項では、使用者による強制休業期間を設けている。尚、当該規定は、母性保護措置が、働く女性自身の健康のためばかりではなく、次代を担う国民の健全な育成という観点からも重要なものであることに鑑みて制定された規定である。

このような母体の客観的变化及び回復経過は、職業や立場で変わるものではなく、すべての母体に当てはまる考え方であることから、当該期間の休業を当事者の求めにより躊躇なく取得できるよう、議長会としての見解を明確にされたい。

2. 子の看護休暇に関する規定を明確に整備すること。

子を養育する議員が、病気・けがをした子の看護のためにまたは子に健康診断等を受けさせるために休暇が取得できることを、標準都道府県議会会議規則で明確にすること。

(育児介護休業法では、子の看護休暇についてのより多岐にわたる項目の具体的明記があるが、議員の職務形態に鑑み特に必要と思われるもののみ明記。)

3. 配偶者出産休暇の取得を可能にする規定を明確に整備すること。

「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)では男女の働き方改革を重点課題の一つに掲げており、「男性の配偶者の出産直後の休暇取得率」を2020年に80%とすることを数値目標の一つに定めている。これは、政治の分野においても例外なく取り組む必要があり、女性活躍と若い世代の政治参画を実現するために必要不可欠な対応であると考える。

4. IPU「ジェンダーに配慮した議会のための行動」に則った、議会における仕事と家庭の両立支援のためのインフラ及び議会文化の整備又は改善に取り組むこと。

我が国が加盟するIPU(列国議会同盟)第127回会議で決議された「ジェンダーに配慮した議会のための行動」では、行動計画4において、「ジェンダーに配慮したインフラ及び議会文化の整備又は改善」が定められている。このような、民主主義の環境を整える使命は地方議会においても同様である。

ジェンダーに配慮した議会のための行動計画(IPU)

ジェンダーに配慮した 議会のための行動計画



行動分野 4

ジェンダーに配慮したインフラ及び議会文化の整備 又は改善

議会は他の職場と同じように、あるいはそれ自体が、家族に優しい政策及びインフラの提供、差別とハラスメントの防止に関連した政策、議会の資源及び設備の公平な配分に関する政策の実施を通じてジェンダー配慮の原則を支持することによって、模範として社会の役に立つべきである。

仕事と家庭の両立支援

議会は、世界中の女性が育児に関して不相応な時間を費やし続けているという事実を認識し、職場方針及びインフラが両性の議員が現在直面している仕事と家庭の実態を反映したものとなるよう、以下に掲げる措置を講じるべきである。

- ◎ 審議時間を変更（例：審議を圧縮して行う週を設ける、審議開始時刻を早める、遅い時間の議決を避ける、学校のスケジュールに審議日程を合わせる）して、議員が選挙区に帰り家族と過ごす時間を増やす。
- ◎ 議院内に託児所やファミリールームを設け、開会中も議員が家族と過ごすようにする。
- ◎ 子供が誕生した際は、男性議員も女性議員も育児休暇を取得できるようにする。
- ◎ 長期育児休暇が実施できない場合に、公務上の理由に加え、育児休暇を審議日程に欠席する正当な理由として認めるといった代替案を検討する。
- ◎ 授乳中の議員が審議に出席しなくteいように、代理投票やペアリング制度を利用できるようにする。

2021年1月27日～2月12日 全国三議長会で相次いで標準会議規則改正。改正 の理由を示した資料と共に各議会へ通知される。



改正の通知に付された資料
には、2団体として要望と共に示した論点が詳細に解説
された。

全国 市議会旬報

ぜんこくしぎかいじゅんぽう

令和3年
(2021年) 2月25日
毎月3回5の日に発行
発行 全国市議会議長会

〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03 (3282) 5234
旬報 TEL 03 (3282) 2309
発行人 滝本 純生
<https://www.sl-gichokai.jp> 議長会HP

標準規則 改正通知

産休期間を明記 「押印」簡素化も

本会は、女性議員の産休期間明記や、会議欠席事由での「育児」「看護」などの明文化を柱とする標準市議会議規則の改正を2月12日付で全国815市議会に通知した。改正では、押印の簡素化も盛り込み、議員が活動しやすい環境整備や、国の動きに合わせた業務見直しを進めた。今後、こうした会議規則の見直しを各市議会に働き掛けていく。(資料参照)

産休期間では欠席届出
規定(第2条、第91条
で「産前6週間、産後8
週間」を明記「あらかじめ議長(委員長)に欠席届を提出することができ
る」とした。
これまでの出席欠席規
定では「日数を定めて」
の欠席届提出を記した
だけだった。
この件では先に閣議決
定された「第5次男女共
同参画基本計画」で議会
三団体に対し「産前産後
に配慮した会議規則の整
備」が求められていた。
昨年末には橋本聖子女
性活躍推進特別委員会

三議長会 標準規則改正 報告

自民党女性活躍特別委

自民党女性活躍推進特別委員会 役員会の模様

自民党女
性活躍推
進特別委
員会(委
員長 森
まさこ参
議院議員
が2月12
日に開催
した開会
式に三
議長会
の議長
が出席
し、同特
別委員
会から
出された
「産休
期間等
の議会
標準
規則」に
関する要
請書に
対して、
森委員長
が、本
会など
の標準
市議会議
規則改
正によ
り「地方
の女性
議員に
新たな
道が開
けた」と
高く評
価。続い
て同委
員会に
「女性
働き方
フォー
ミング
グループ
座長の
稲田朋
美衆議
院議員
もこれ
からも
活動を
続けて
女性が
政治に
参画で
きる環
境をし
つかり
作って
参りたい
」との意
向を述べ
た。会
合は各
事務総
長が対
面して
行われ
た。

同様の要請をし、出席議員ネットワーク、子育て議員連盟も要望を出していた。

本会の調査は、出席欠席規定を設けた平成27年の標準市議会議規則の改正以来、全国で規定整備が進み、既に9割超の市議会が同規定が設けられている。本会は今回の新たな産休期間明記を機に、規定整備が

進んでいない残りの市議会に対して改めて検討を求めていく方針だ。

欠席規定ではまた、欠席事由としてこれまでの「事故」表記の代わりに、「公務」「疾病」「育児」「看護」「介護」「配偶者の出産補助」「その他のやむを得ない事由」と明文化した。従来の「事故」表記【2面へ続く】



会議規則の改正状況に関する調査集計結果

(全国市議会議長会2021/10/20時点)

1. 欠席事由の規定状況について

欠席事由	市数	割合
公 務	687	84%
疾 病	725	89%
育 児	697	86%
看 護	695	85%
介 護	700	86%
配偶者の出産補助	692	85%
産前産後における欠席期間	686	84%

※各割合は、全市の数(815市)を基準としている。

回答市数 729市
(R3. 10. 20現在)

※第1回調査(4月実施)と
第2回調査(9月実施)の合計

2. 欠席事由を会議規則に定めた時期(議決した時期)について

① 公務

回答内容	市数	割合
令和2年12月以前	49	7%
令和3年1月	0	0%
令和3年2月	3	0%
令和3年3月	426	62%
令和3年4月	2	0%
令和3年5月	8	1%
令和3年6月	149	22%
令和3年7月	12	2%
令和3年8月	2	0%
令和3年9月	36	5%

② 疾病

回答内容	市数	割合
令和2年12月以前	132	18%
令和3年1月	0	0%
令和3年2月	3	0%
令和3年3月	388	54%
令和3年4月	2	0%
令和3年5月	8	1%
令和3年6月	140	19%
令和3年7月	13	2%
令和3年8月	2	0%
令和3年9月	37	5%

③ 育児

回答内容	市数	割合
令和2年12月以前	44	6%
令和3年1月	0	0%
令和3年2月	4	1%
令和3年3月	435	62%
令和3年4月	2	0%
令和3年5月	9	1%
令和3年6月	152	22%
令和3年7月	13	2%
令和3年8月	2	0%
令和3年9月	36	5%

④ 看護

回答内容	市数	割合
令和2年12月以前	47	7%
令和3年1月	0	0%
令和3年2月	4	1%
令和3年3月	428	62%
令和3年4月	2	0%
令和3年5月	9	1%
令和3年6月	153	22%
令和3年7月	13	2%
令和3年8月	2	0%
令和3年9月	37	5%

⑤ 介護

回答内容	市数	割合
令和2年12月以前	49	7%
令和3年1月	0	0%
令和3年2月	4	1%
令和3年3月	432	62%
令和3年4月	2	0%
令和3年5月	9	1%
令和3年6月	153	22%
令和3年7月	13	2%
令和3年8月	2	0%
令和3年9月	36	5%

⑥ 配偶者の出産補助

回答内容	市数	割合
令和2年12月以前	31	4%
令和3年1月	0	0%
令和3年2月	4	1%
令和3年3月	439	63%
令和3年4月	2	0%
令和3年5月	9	1%
令和3年6月	154	22%
令和3年7月	13	2%
令和3年8月	2	0%
令和3年9月	38	5%

⑦ 産前産後における欠席期間

回答内容	市数	割合
令和2年12月以前	12	2%
令和3年1月	0	0%
令和3年2月	4	1%
令和3年3月	449	65%
令和3年4月	2	0%
令和3年5月	9	1%
令和3年6月	157	23%
令和3年7月	13	2%
令和3年8月	2	0%
令和3年9月	38	6%

会議規則に定めた欠席期間		市数	割合
産前	産後		
6週	8週	562	82%
7週	8週	5	1%
7週	9週	1	0%
8週	8週	114	17%
8週	9週	1	0%
* 8週	10週	3	0%

*産前8週間、産後10週間の期間の範囲内の16週間

※各割合は、回答した市数を基準としている。小数点以下を四捨五入しているため、合計値は必ずしも100%にならない。

3. 欠席事由の具体的な運用に関する取決めにについて

回答結果	市数	割合
取決めている	61	8%
a 要綱や規程	5	1%
b 申合せ	44	6%
c その他	12	2%
取決めていない	668	92%

※各割合は、回答した市数(729市)を基準としている。

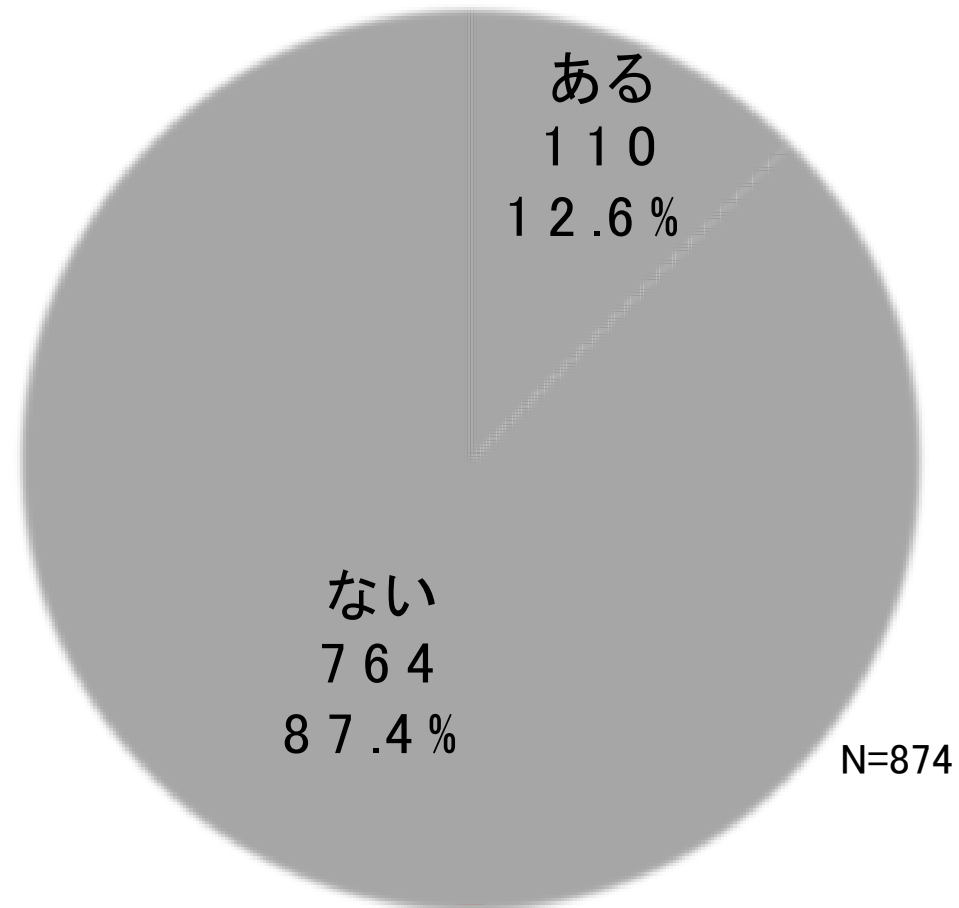
約8か月で各項目
84~89%の議会で
改正が行われた

2017年全国議会事務局調査

- ❖ 調査の対象者 : 47都道府県、814区市、東京都内13町村
合計 874団体
- ❖ 回収率 : 100%
- ❖ 調査の実施方法: 豊島区議会事務局を通じてメールにて
エクセル方式の全国の議会事務局へ調査票を送付。
エクセル入力又は書面で回答。
- ❖ 調査の実施時期: 2017年9月1日 ~ 同 年 11 月 30 日

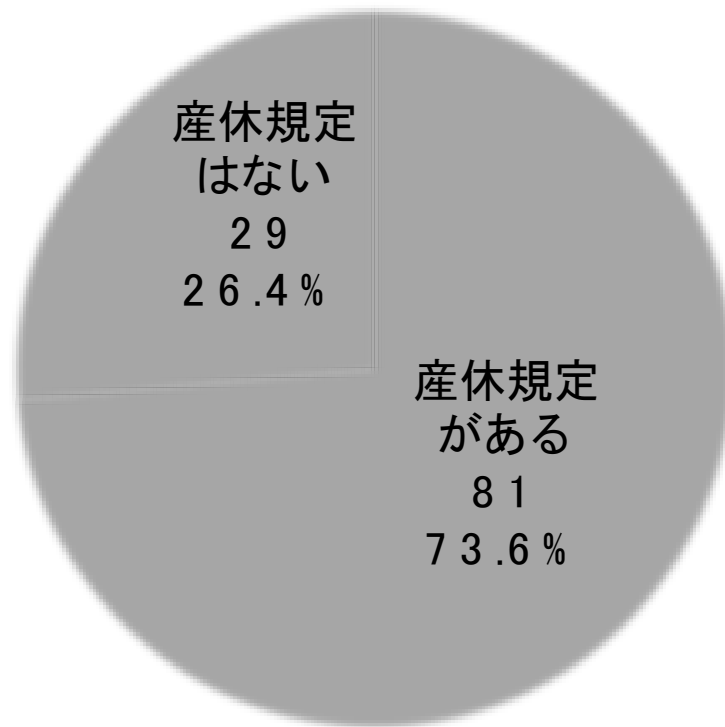
© 永野裕子2018

所属議員の出産事例のある議会

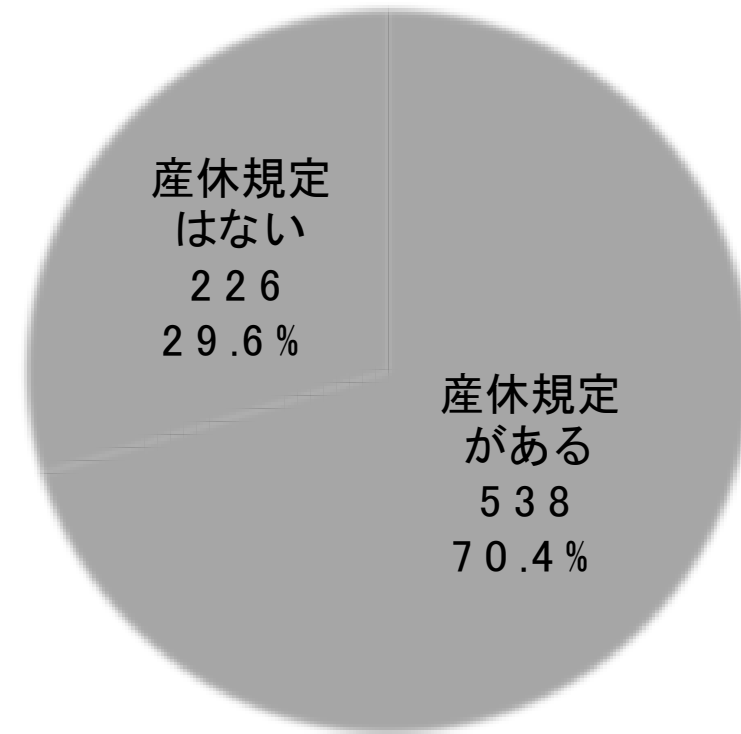


規定改正と所属議員の出産との因果関係

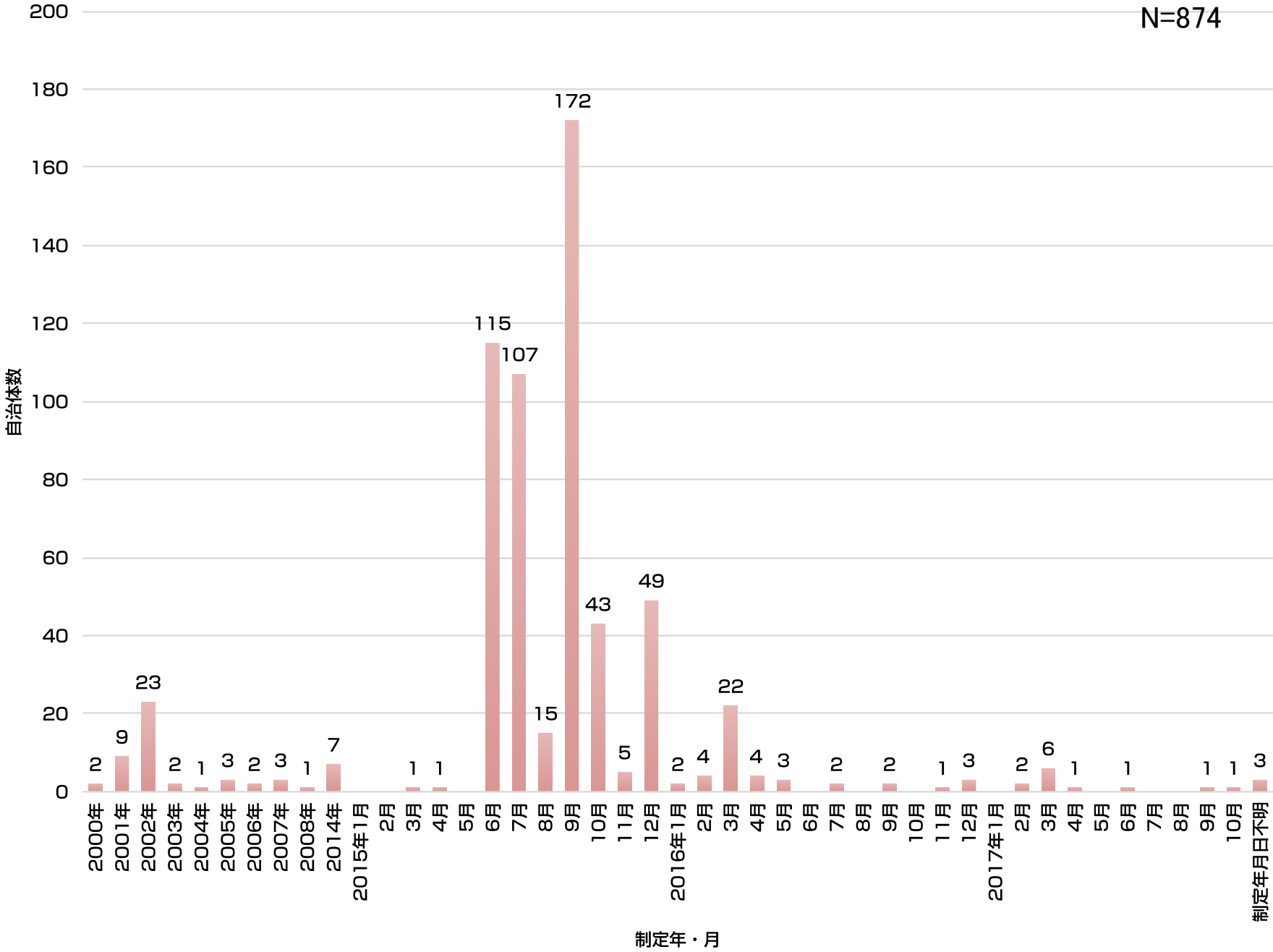
出産事例がある議会



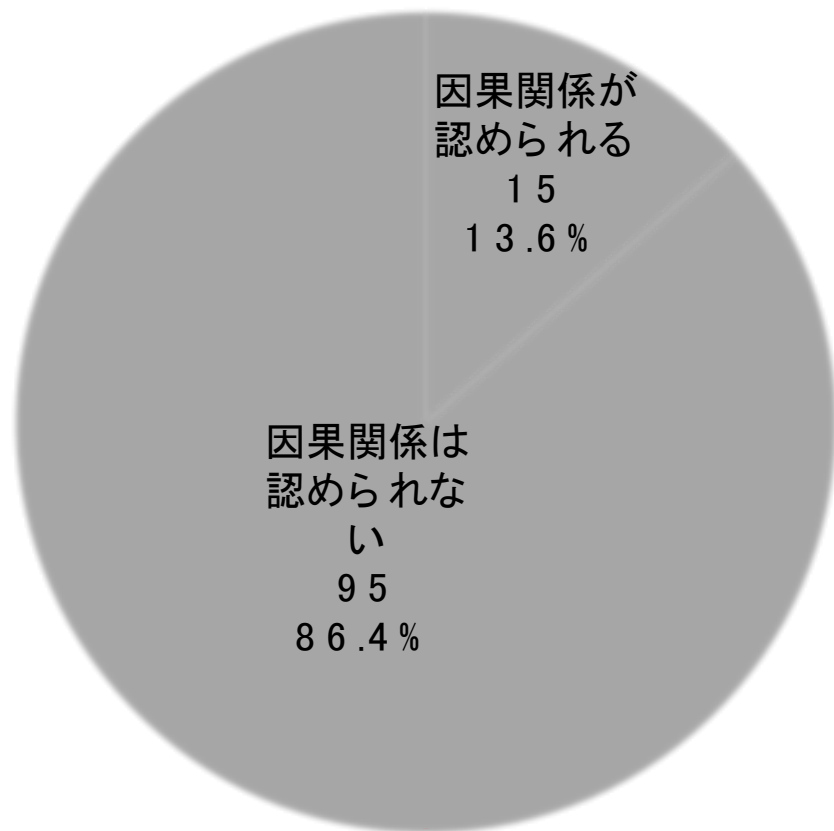
出産事例がない議会



規則改正の時期

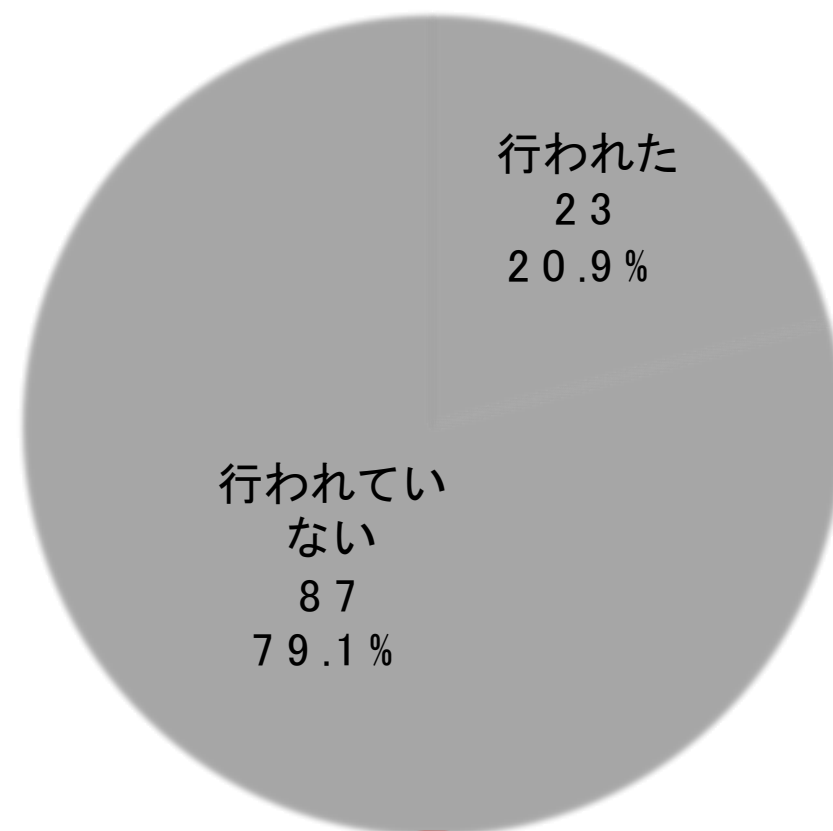


規定改定が行われた議会における、
規定改定と所属議員の出産と因果関係



N=110

所属議員の出産に伴う環境整備が
行われた議会の割合



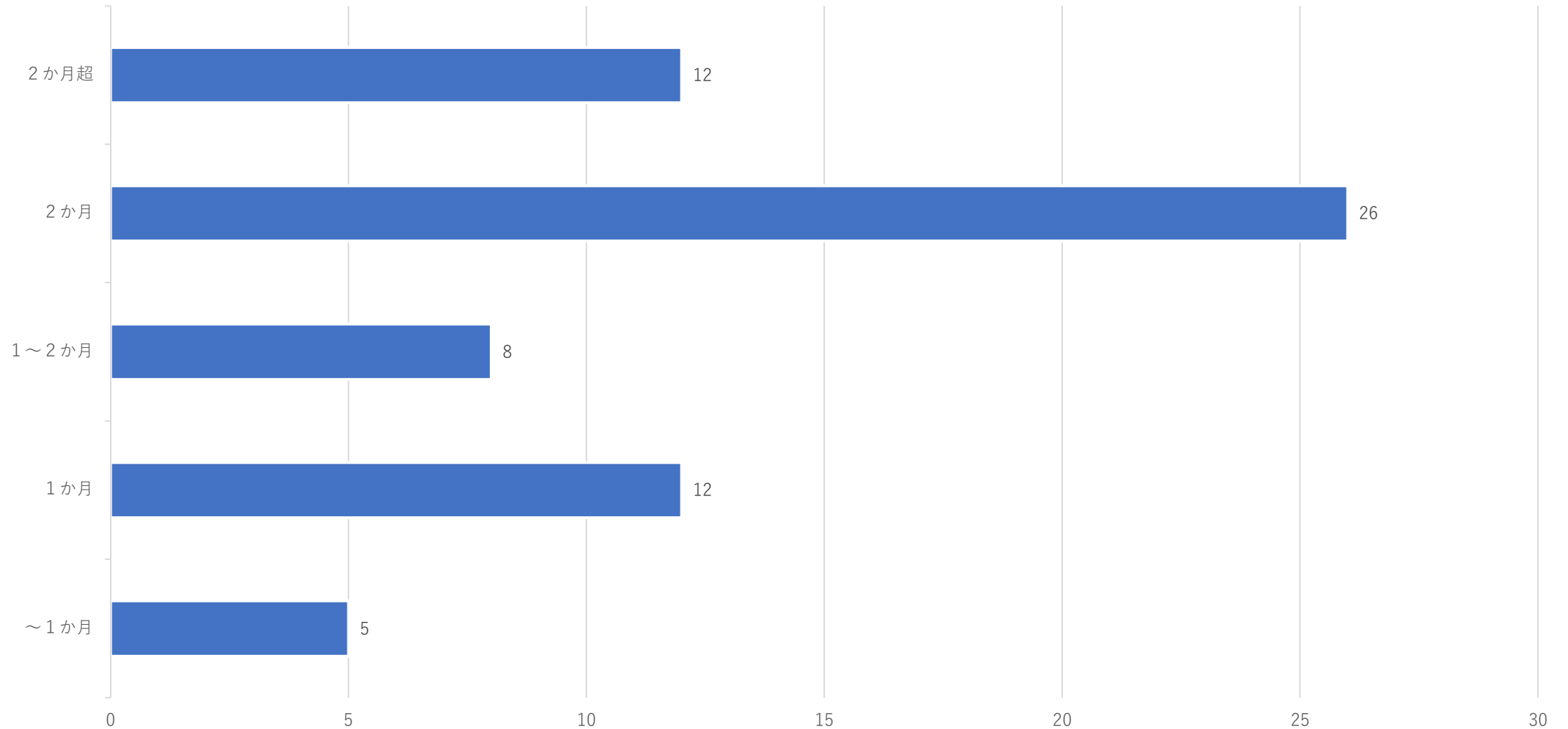
N=110

出産議員 アンケート

- ◆ 調査の対象者： 議員在任中に出産経験のある議員・元議員 103名
- ◆ 回答率： 65/103件 63.10%
- ◆ 調査の実施方法： Googleフォームを活用したアンケートと書面による補完調査
- ◆ 回答はWEB上に直接入力又は、書面
- ◆ 調査の実施時期： ①2018年4月1日～21日（Googleフォーム）
②2019年8月1日～10月15日 （書面）

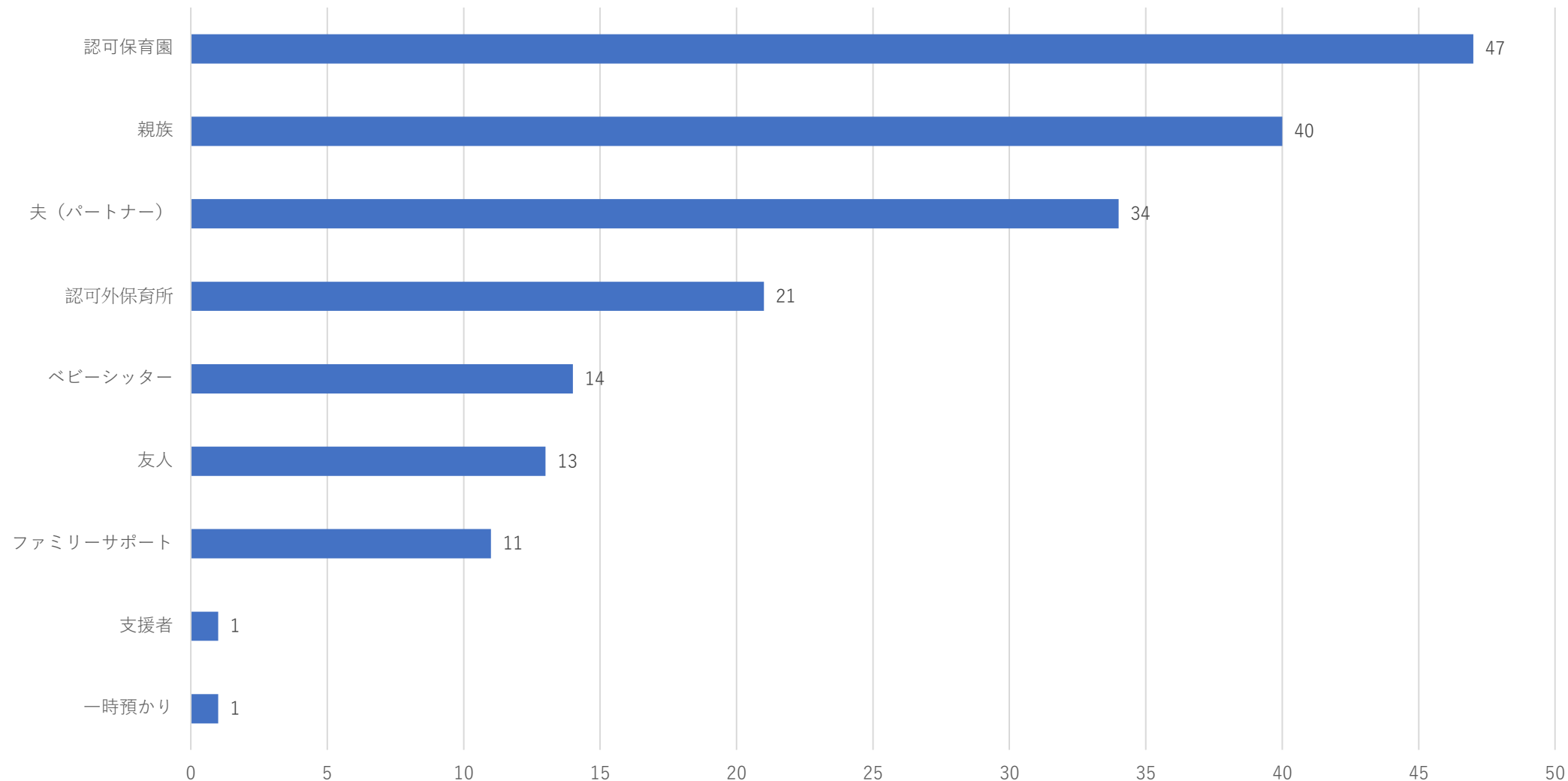
産後の復帰時期

(回答63名)

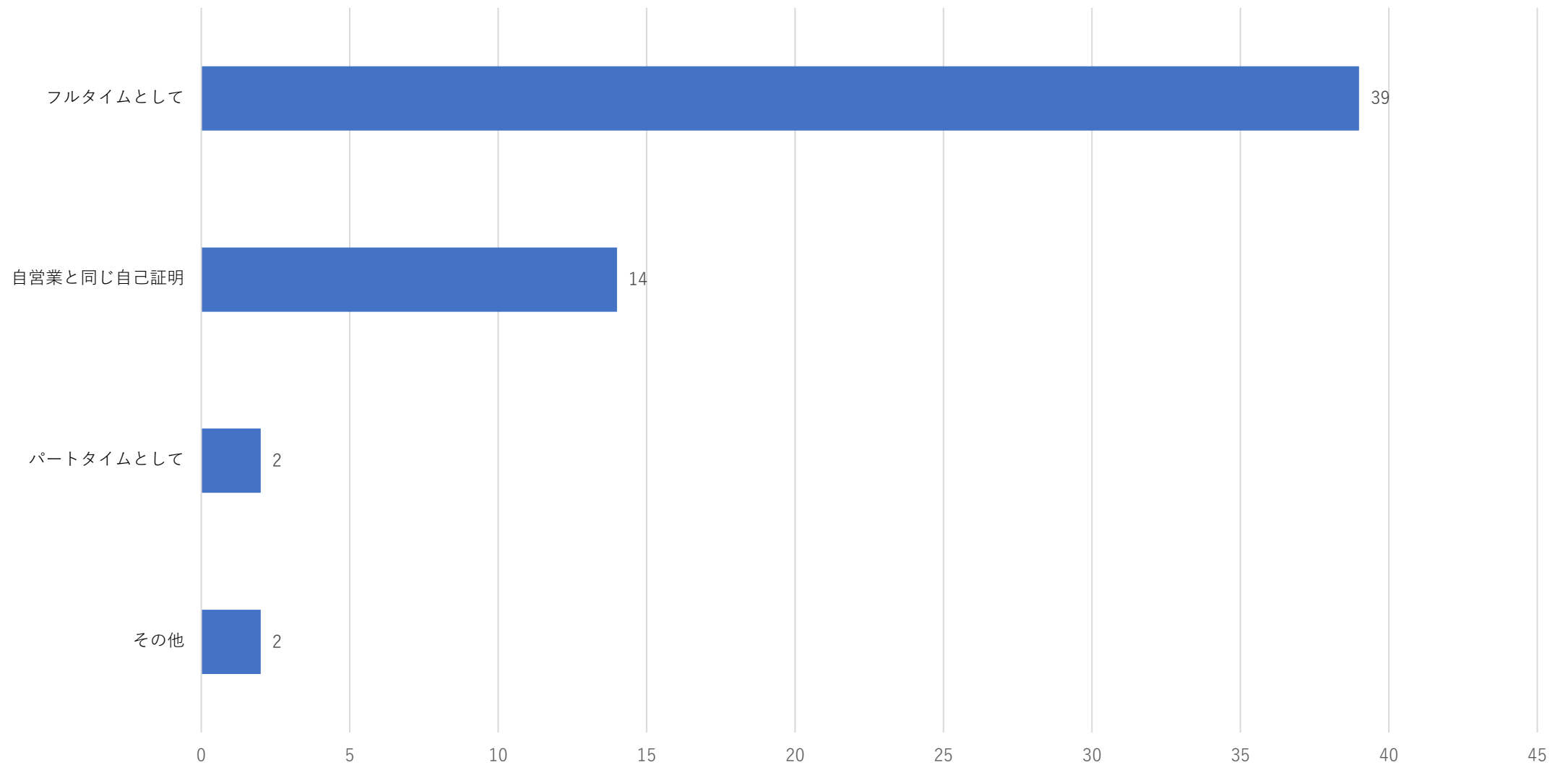


仕事中的どもの預け先は？

(複数回答:回答64名)

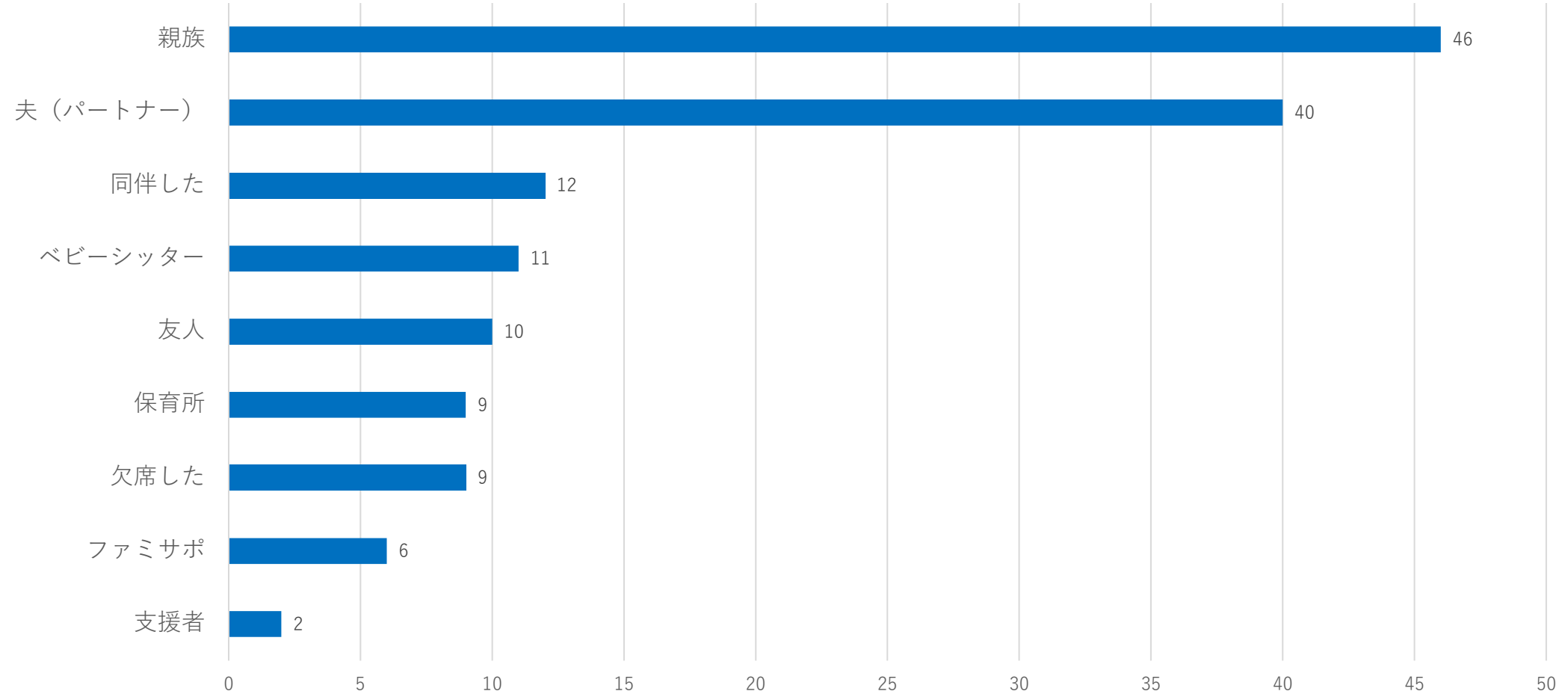


認可保育園に預けた方に伺います。就労証明書はどのように取得しましたか？ (回答57名)



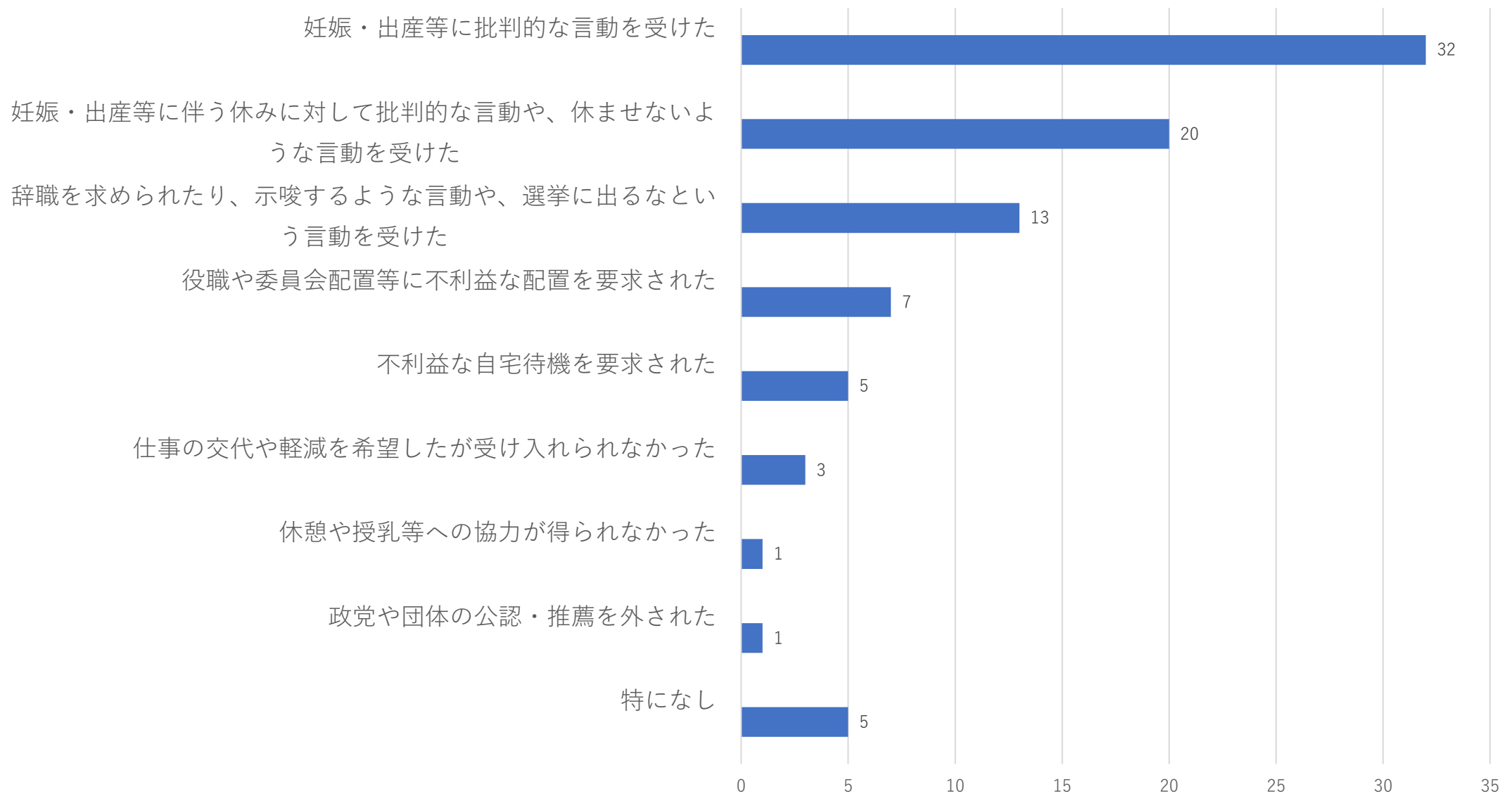
早朝・深夜・休日の仕事の際の預け先は？

(複数回答:回答64名)



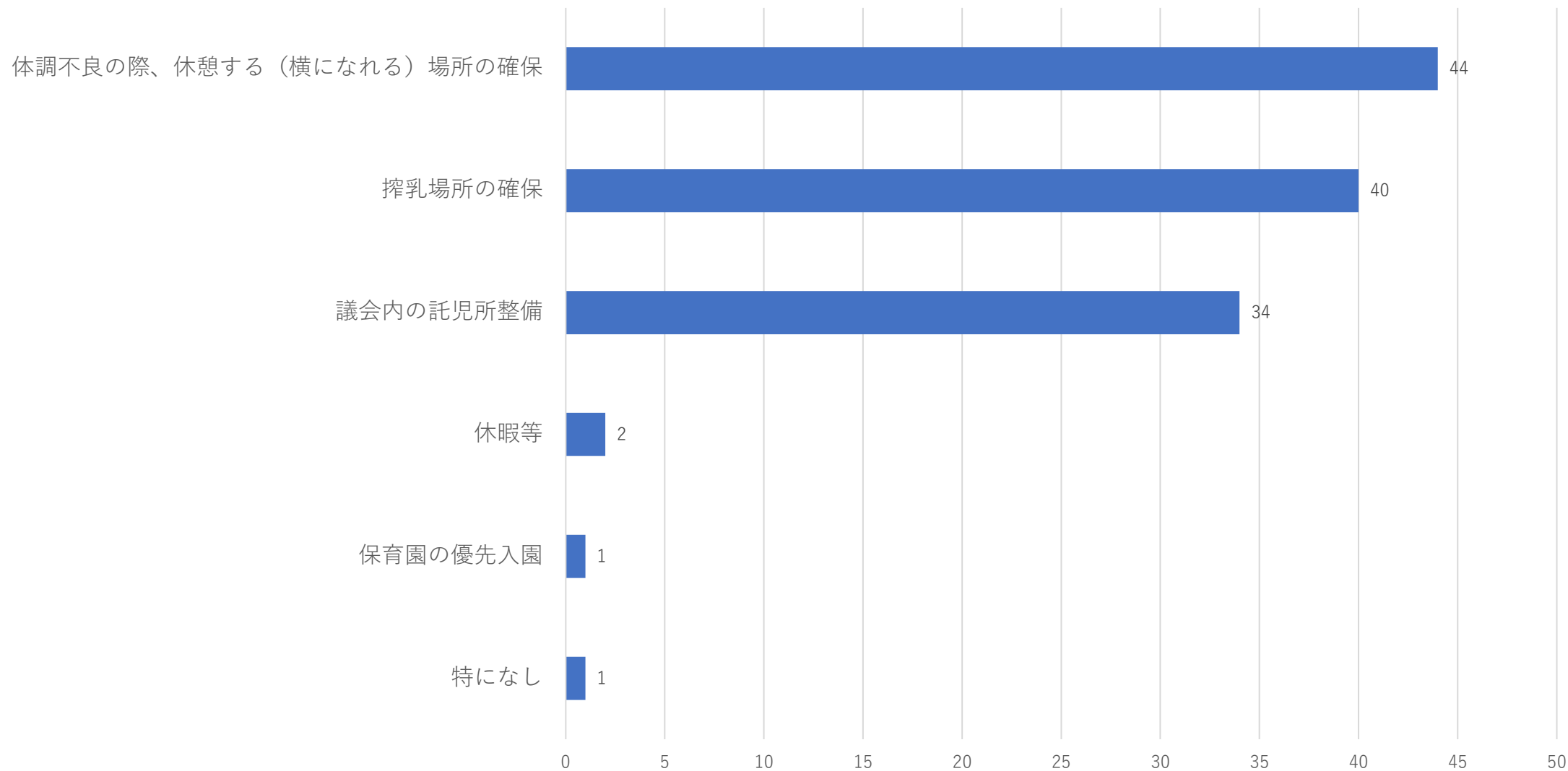
妊娠・出産・育児に際し、不利益と思える扱いを受けたことがありますか？

(複数回答:回答48名)



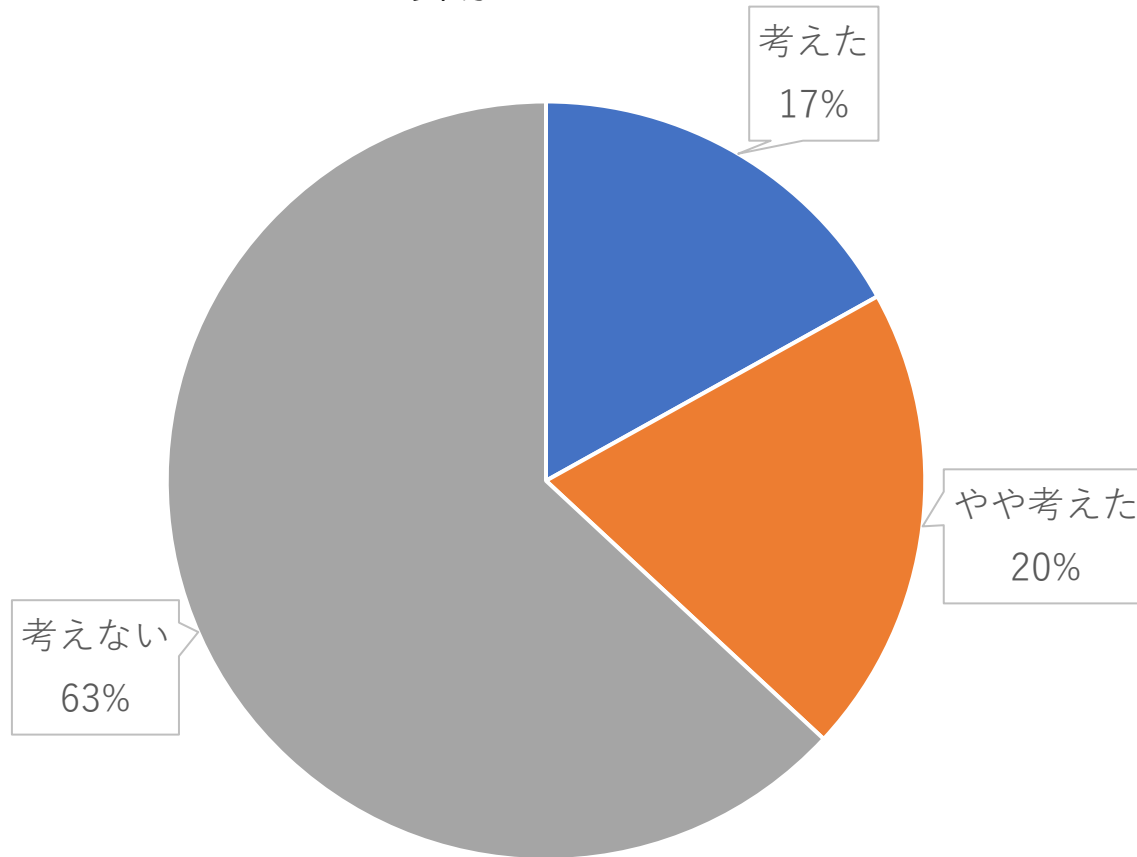
議員任期中の妊娠・出産・育児にあたり、あったら良いと思う議会の環境整備は？

(複数回答:回答60人)

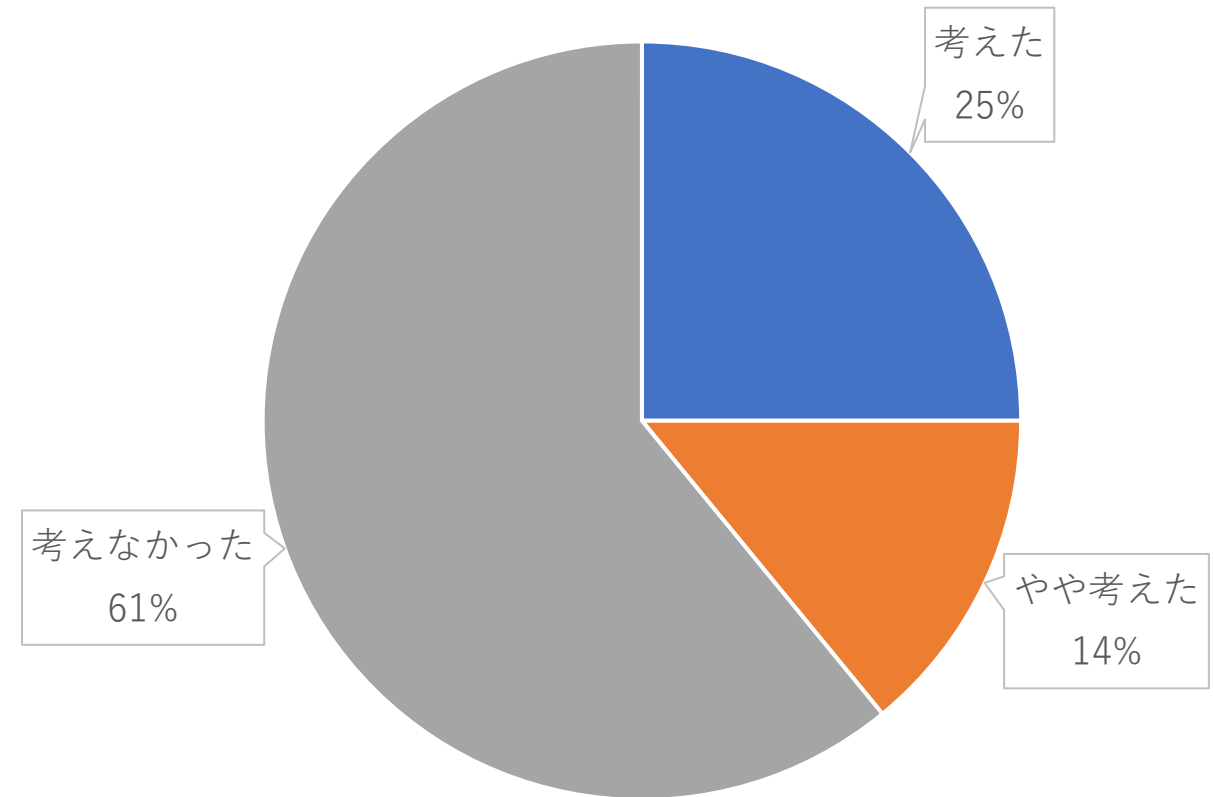


議員を続けられない、次の選挙に立候補しないと考えましたか？

妊娠期（回答65名）



出産後（回答64名）



調査結果から見たこと

- ・議員の妊娠・出産・子育てに対して、議会が体制整備を行っている事例はごくわずか
- ・所属議員の妊娠・出産に対して、体制整備が行われなかった事例が多い
→ 議会内の勢力図・選挙での関係性も影響？
- ・妊娠・出産・育児に際し、不利益を受けたという回答は約90%
- ・自身の体のケアや妊婦健診・子の健診や予防接種にも困難が伴っている
- ・出産間近まで職務にあたり、8割が2か月までに議会復帰という早期の復帰の状況ながら、授乳・搾乳の場所や休憩スペースもなく心身ともに負担が大きい
- ・保育所入園手続に必要な就労証明書の取得が難しいことがあったり、早朝・深夜・休日等の職務で複数の保育手段の確保が必要になるが、その確保に難儀している
- ・夫以外の親族のサポートに頼っている
- ・半数弱が妊娠中や出産後に議員を続けられない・次に出馬しないことを考えたことがある

議員自身が妊娠・出産に際し、規則改正や環境整備を働きかけようにも、身重で孤軍奮闘することが難しい状況が伺えた。

2019年全国議会事務局調査

❖ 調査の対象者:

全国の地方議会:47都道府県、815区市、926町村 1788団体

❖ 回収率: 92.90%

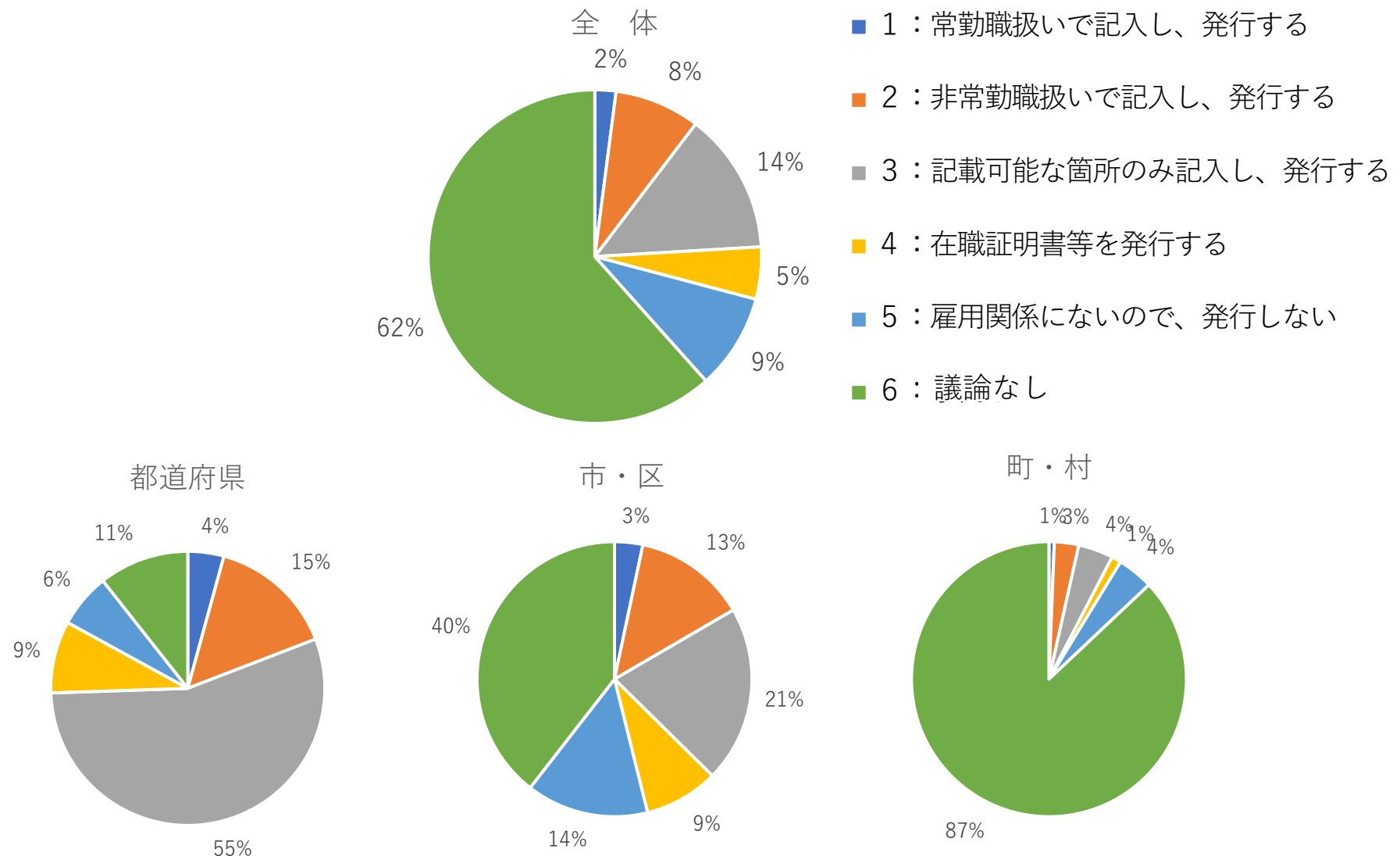
(都道府県: 100% 市区: 99.75% 町村: 86.60%)

❖ 調査の実施方法:

豊島区議会事務局を通じてメールでエクセル方式の全国の議会事務局へ調査票を送付。エクセル入力又は書面で回答。

❖ 調査の実施時期: 2019年 9月 1日～同年 12月 15日

貴議会で、議員から保育所入所や学童保育利用申請のための就労証明書の作成依頼があった場合、どのように対応されていますか



保育利用申請等のための就労証明書の依頼があった場合の対応

全 体 (1662/1788)

区分	回答数	割合
1: 常勤職扱いで記入し、発行する	34	2.0%
2: 非常勤職扱いで記入し、発行する	138	8.3%
3: 記載可能な箇所のみ記入し、発行する	228	13.7%
4: 在職証明書等を発行する	84	5.1%
5: 雇用関係にないので、発行しない	154	9.3%
6: 事例なし	1024	61.6%
合 計	1662	100.0%

議員の仕事と家庭の両立を支援する観点での取組については、会議規則の欠席条項に出産の文言を入れる改正以外の取組を行ったという回答は、39件（n=1662）で2.3%に留まった。

町田市議会親子傍聴室 (議員の子の保育可)



「議会中も帰って授乳を」 議長が出産した村議会が規則を変えるまで

会員記事

前田基行 2021年12月1日 19時00分 コメント1件



群馬県榛東村の南千晴議員=群馬県榛東村、前田基行撮影

群馬県 榛東(しんとう) 村議会 が1日、議会の会議規則に、赤ちゃんを育てる議員の「育児時間」を明文化した改正案を可決した。改正案づくりに奔走した議会運営委員長の南千晴議員(41)は、現在5期目。2017年に議長に就任後、結婚、妊娠、出産、育児を経験し、今年4月まで議長を務めた。村議会 は18年、全国に先駆けて育児を理由に議会を欠席できるように会議規則を改正するなど、多様な議会のあり方を模索し続けている。今回の会議規則改正に至る経緯や思いを聞いた。

議会の開会中も「育児時間」取れます 群馬の村議会が会議規則改正へ →

——なぜ会議規則を改正しようと思ったのですか。



議長だった18年に第1子を出産しましたが、産休明けに公務に復帰した時、課題だったのが授乳でした。当時、女性議員 は私1人。現職議員の出産も、村で初めてでした。現在、女性議員 は4人に増え、私は8月に第2子を出産し、別の議員の出産も続きました。赤ちゃんを育てる議員も、授乳をしながら議会の審議にもきちんと参加できる環境整備が必要だということで、会議規則の改正について議論をしてきました。

——授乳が課題とは？

搾乳器を議会に持参しましたが、短い休憩時間では搾乳が上手にできず、間隔が空くことで何度か 乳腺炎 になりました。子どもが哺乳瓶を嫌がるようになり、私が帰るまで泣いて待つこともありました。昼休みなどに車で5分ほどの自宅に急いで戻っては子どもに授乳をしていました。

——会議規則では育児を理由に欠席もできます。

休むことはできますが、そうすると、議会の審議に参加できなくなります。住民から選挙で選ばれた議員としての職責を果たすためにも、休むという選択肢ではなく、育児をしながら、議会の審議に参加できる方法を模索してきました。

榛東村の場合、車で10分以内の距離に住んでいる議員が多い地域事情があります。なるべく公費をかけたくなかったこと、コロナ下という状況もあり、育児の休憩時間を取り、家に戻って授乳をするのが現実的な方法だと思いました。

当事者と議会への調査から、

- 母子の命の問題として、産前・産後休暇を取得可能にする必要がある
- 議会内の休憩スペース、授乳・搾乳場所の確保が必要である
- 保育の確保に困難が伴っており、授乳期間の子の同伴、保育へのサポートが必要

これらの環境整備は、出産・子育て期の人材の議会参画に直接影響すると思われる。

当事者への配慮という観点のみならず、多様な主体の参画による民主主義の体制整備という観点からも必要な環境整備である。

環境整備にあたっては、

- 妊娠・出産・育児に関する法規や環境整備は、母体と子の命や人権に係わる問題であり、代替手段もきかないため、最低限守られるべき共通ルールを設ける必要がある
- 議員自身が議会制度を理解し、論拠を持ってルールメイキングすることに積極的になる
- 議会の自律権は尊重されるべきであるが、議会内の政治的な構図やパワーバランス等が影響することもあり、命や人権に関わる問題について部分社会の法理では不都合が生じる場合もあるため、第三者による調整を視野に置く必要があるのではないか

一般に当事者が増えれば当事者のための制度や環境整備が進む傾向もあるが、現状、子育て世代の女性議員が圧倒的マイノリティであり、議会という特殊な部分社会の力学の中では取組が困難なこともある。当事者、議会任せでは状況は改善しない。



ご清聴ありがとうございました